

建設業許可の取得

POINT 取得を希望する業種の選択には十分な検討が必要
公共工事の入札参加には社会保険への加入が必須となる流れ

建設業を営むには、建設業の許可を取得しなければならぬのでしょうか？

建設工事を請け負う際、必ずしも建設業許可を必要とするわけではありません。基本的には工事の請負金額によって判断しますが、将来的な事業の拡大や現在の受注環境を判断材料に検討することもありますし、工事発注者や取引金融機関からの要請ということもあるでしょう。まずは建設業許可の基本的な内容を以下で説明します。

建設業許可とは

建設業許可には大臣許可と知事許可の2種類があり、それぞれに特定許可と一般許可の区分があります。また工事内容により区分は細分され、現在は28業種に分かれています。

工事1件の請負金額が消費税込みで500万円未満(建築一式工事は1500万円未満または延べ面積150㎡未満の木造住宅工事)の場合には許可を受けな

くても建設工事を請け負うことができず、これを超える建設工事を請け負う場合には工事内容に応じた業種の許可を取得しておく必要があります。

この業種については特に誤解が多いところで、当初取得を希望していた業種と実際に申請した業種が違ふことはよくあります。例えば、建築一式工事業の許可を持つていれば大工や内装などの専門工事も請け負うことができると誤解されている方が多くいらっしゃいますが、個別に専門の工事業の許可が必要になります。後から業種を追加することもできますが時間と費用のロスになりますし、許可が下りるまでに受注の機会を逸することも考えられますので、最初の段階で慎重に判断することが大切です。

新たに建設業許可の取得を希望される場合、いくつもの許可要件があります。その中でも大きなポイントになる二つの要

件を簡単に説明しておきます。

★経営業務の管理責任者

法人の場合には常勤役員の中の一人が、個人事業の場合には事業主またはその支配人が経営業務の管理責任者の要件を満たしていることが必要です。この要件とは、簡潔に言えば建設業を営んでいた法人の役員、または個人事業主であった経歴を指し、規定の年数を証明することが求められます。

★営業所の専任技術者

営業所に専任の技術者を置くことが必要です。必ずしも法人の役員や個人事業主である必要はなく、社員でも構いません。この要件としては、取得を希望する業種に対応する資格を取得しているか、その業種の実務経験を規定の年数有していることを証明することが求められます。

社会保険未加入問題

国土交通省は平成29年度を目途に企業単位における許可業者の社会保険加入率100%を目指す方針を掲げ、未加

入企業に対して加入指導を強化していきます。さらに今年5月には「平成26年8月以降に入札手続を開始する国交省直轄工事では社会保険等未加入企業は元請・一次下請になれません」と通知を出しました。

また静岡県の建設工事入札参加資格審査においても、今年11月頃から受付が始まる平成27・28年度の定期申請から社会保険等未加入者の申請は受け付けない、としていますのでご注意ください。

静岡商工会議所では、許認可・著作権に関する個別相談(無料)に応じています。ご希望の方は、中小企業相談所 静岡支所 TEL 054・253・5113 清水支所 TEL 054・353・3401 へ、ご連絡ください。

回答



行政書士 赤木事務所
赤木大輔 さん